

志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付事業事前審査要項

1. 審査の対象者

審査の対象者は、志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付要綱に規定する事業計画書を提出した者とする。

2. 審査の方法

- (1) 市が設置した志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付選定委員会（以下「委員会」という。）が事業の審査を行う。
- (2) 評価項目、配点及び評価基準は、別紙のとおりとする。
- (3) 審査は、委員会の各委員が審査対象者ごとに評価項目に対して評価点を付与して実施する。
- (4) 補助金の交付対象事業の選定は、予算の範囲内において行う。

3. 審査

- (1) 事業計画書の内容及びヒアリングによって審査を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
 - ①事業計画書について、募集要項で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - ②事業計画書の内容に疑義がある場合
 - ③審査対象者が審査委員会の委員等の関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) 事業計画書の内容を審査したうえでヒアリング審査を実施する対象者を決定する。
- (4) ヒアリング審査の概要は次のとおりとする。
 - ①ヒアリング対象者による事業計画書に関する概要説明及び質疑応答
 - ②ヒアリング対象者の出席できる人数は、3人以内
 - ③パソコン等を概要説明で使用するときは、ヒアリング対象者が準備
- (5) ヒアリングをする日時、会場等については、書類審査結果を踏まえて各ヒアリング対象者へ郵送または電子メールで事前に通知する。
- (6) 審査結果は、ヒアリングを受けた全ての参加者に通知する。

別紙

【事業計画書の内容審査】

	評価項目	評価基準	配点
1	事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の目的が想定される効果によって達成されると判断できるか・ 想定されるターゲットが事業の背景を踏まえていると判断できるか	20点
2	実施（運営）体制	<ul style="list-style-type: none">・ スタッフの数は事業概要に記載された内容を実施するのに十分と判断できるか・ 具体的な地域との連携があり、内容が効果的な連携だと判断できるか	20点
3	事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 集客の方法と参加者数の見込みは整合性があると判断できるか・ 事業内容に魅力が感じられるか・ スケジュールに無理がなく確実な実施が期待できるか・ 具体的な目標が設定されているか・ 将来的な自立に向けた展望が具体的に想定されているか	50点
4	その他	<ul style="list-style-type: none">・ 自由記載の内容に伴う加点	10点

【ヒアリング審査】

	評価項目	評価基準	配点
1	対象者の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 自信をもって落ち着いて説明しているか・ わかりやすい丁寧な説明を意識しているか	15点
2	対象者の意欲	<ul style="list-style-type: none">・ 本気で事業をやりたいという想いが伝わってくるかどうか	15点
3	対象者の事業に関する理解度	<ul style="list-style-type: none">・ さまざまな質問にスムーズに回答することができるか	20点